

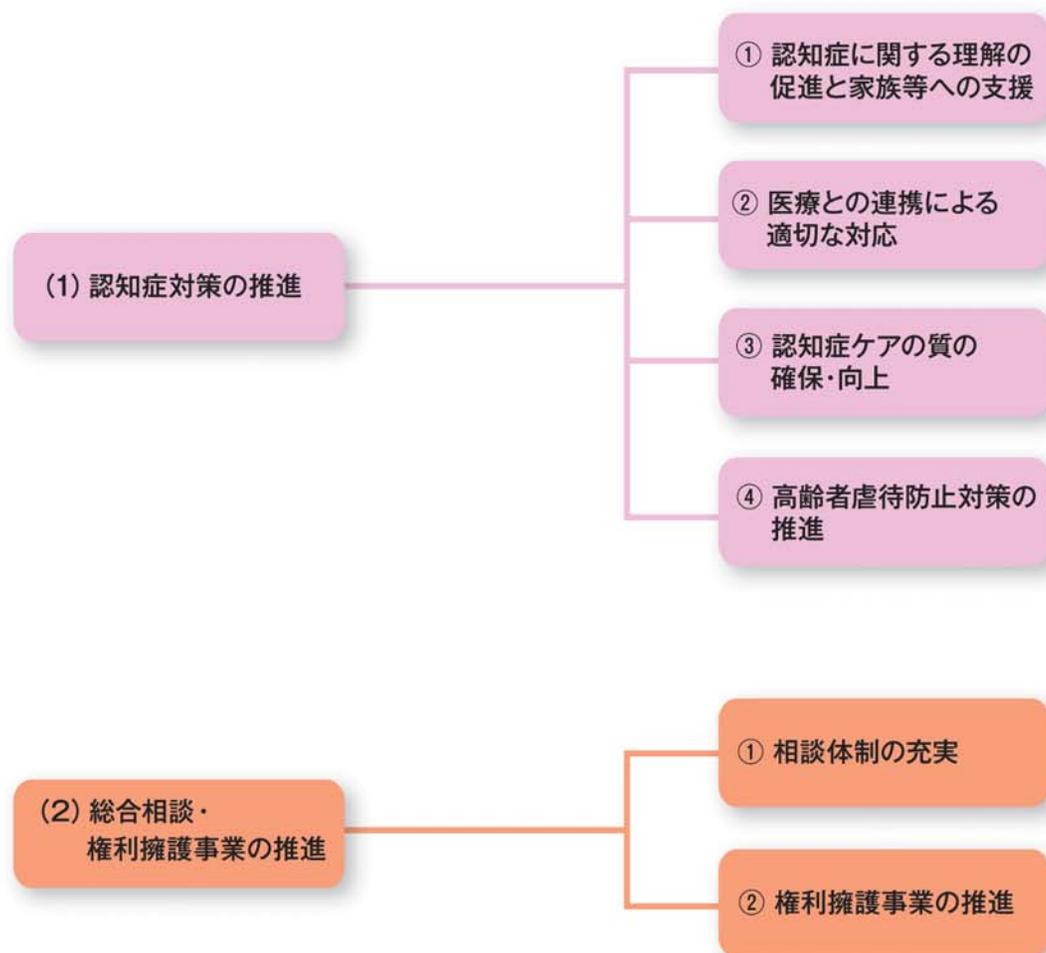


第Ⅱ部 各論

I 施策の方向

4 自分らしく生きられる社会

● 施策の体系



第Ⅰ部

総論

第Ⅱ部

各論

第Ⅲ部

参考資料

(1) 認知症対策の推進

【将来のイメージ】

- 県民に認知症が正しく理解され、地域の医療や介護、福祉をはじめとする関係機関が連携したネットワークが円滑に機能するとともに、認知症の方やその家族に対する適切な支援が行われて、住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 地域包括支援センターを中心として、高齢者虐待を早期に発見し、早期に対応するため、関係機関等によるネットワークが適切に形成され、機能しています。

① 認知症に関する理解の促進と家族等への支援

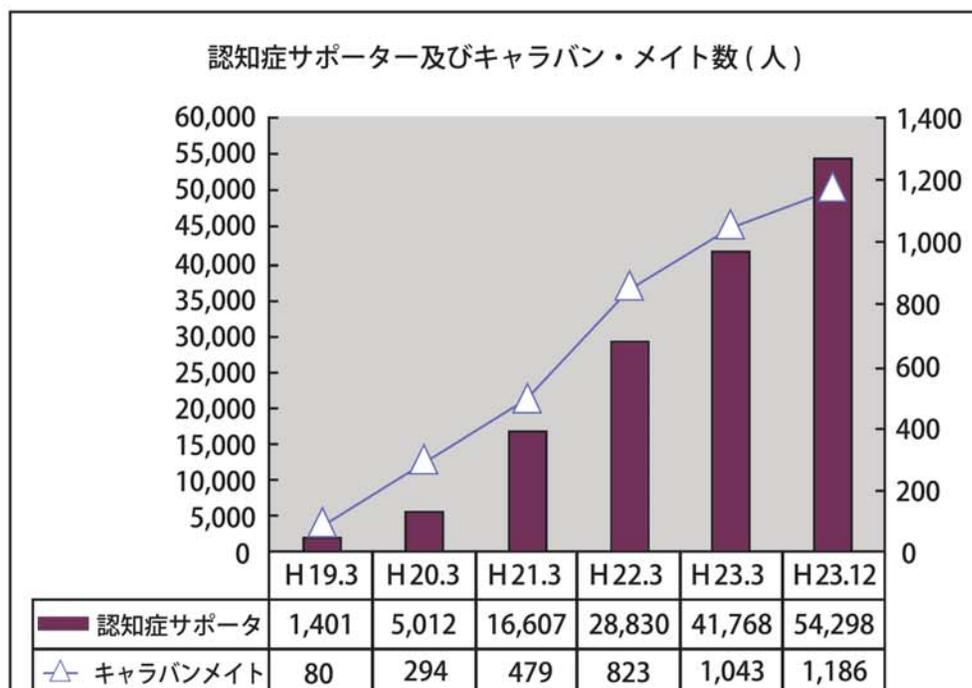
現状と課題

- 認知症サポーターが全国的な目標であった 100 万人に到達するなど、全国各地で認知症の方とその家族にやさしいまちづくりが進められています。

本県における認知症サポーターは平成 23 年 12 月 31 日時点で 54,298 人、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトは 1,186 人となっています。

※ 認知症サポーターとは

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。



- 平成 22 年度に「栃木県認知症の人と介護者の会」が全国組織である「(公社) 認知症の人と家族の会」に加入し、同会の栃木県支部となり、全国の介護者との情報交換等を行いながら、啓発事業や介護者の支援に取り組んでいます。

施策の方向性

- 認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト養成研修の開催等を通し、引き続き、認知症についての正しい理解の促進に努めます。
- 認知症に関する理解を深め、認知症の方と家族を支援する国際的な運動である「世界アルツハイマーデー（9月21日）」に呼応した普及啓発を図ります。
- （公社）認知症の人と家族の会栃木県支部をはじめとした関係機関と連携を図りながら、家族・本人交流会の開催や電話相談窓口の設置など、認知症の方を介護する家族及び認知症の方本人が、互いの悩みについて話し合い、支え合うことのできる体制づくりを進めます。

ひとロメモ **〈世界アルツハイマーデー〉**

アルツハイマー病などにより惹き起こされる認知症に関する理解を深め、認知症の方とその家族に援助と希望をもたらす世界的な運動を進めるため、国際アルツハイマー病協会（ADI）が1994（平成6）年に世界保健機関（WHO）の後援を得て9月21日に定めたもので、この日を中心に、世界各地で様々な啓発活動が行われています。



（公社）認知症の人と家族の会栃木県支部の活動風景

- 若年性認知症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、市町村をはじめ医療や福祉、介護、就労など多様な分野が連携して適切な支援の提供を図ります。

(認知症介護支援の目的及び内容)

| 認知機能 | 正 常 | 軽度認知障害 | 認知症 | | | |
|---------------------------------------|--|----------------------|--|-----------------------|---------------|--------------|
| | | | (軽度) | (中等度) | (重 度) | (ターミナル) |
| 状 態 | 認知機能は正常範囲内 | 認知機能の低下 | 記憶機能低下、判断力の低下、実行機能障害 | +失見識障害、失行、コミュニケーション障害 | +失認、失禁、意思疎通困難 | +寝たきり |
| 介護必要度の目安 (例：身体障害のないアルツハイマー型認知症の場合) | ADL 介助なし IADL 介助なし | ADL 介助あり IADL 見守り | ADL・IADL 見守りまたは一部介助 | ADL・IADL 一部介助 | ADL・IADL 全介助 | ADL・IADL 全介助 |
| 支援目的 | 認知症予防 | 認知症予防、早期発見、早期診断 | 早期発見、早期診断、早期治療、重度化防止 | 重度化防止、個別ケアの向上 | 個別ケアの向上 | 個別ケアの向上 |
| | 認知症に関する正しい知識の普及、認知症になっても安心して住み続けられる地域づくり | | | | | |
| 支援内容 | 認知症予防教室 | 介護予防事業 *閉じこもり防止 | 在宅介護の支援と施設系サービスの適切な利用の促進 | | | |
| | | | 介護保険サービス *地域密着型サービス、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等 | | | |
| | | | 個別ケアの充実支援 | | | |

※ ADL : 日常生活動作
IADL : 手段的日常生活動作

ひとロメモ 〈介護マーク〉

介護をする方が、介護中であることを周囲に理解していただき、偏見や誤解を受けることのないように、作成されたマークです。静岡県で初めて作成され、本県でも平成 23 年度から導入し、マークの普及に努めるとともに、希望者への配付を行っています。



② 医療との連携による適切な対応

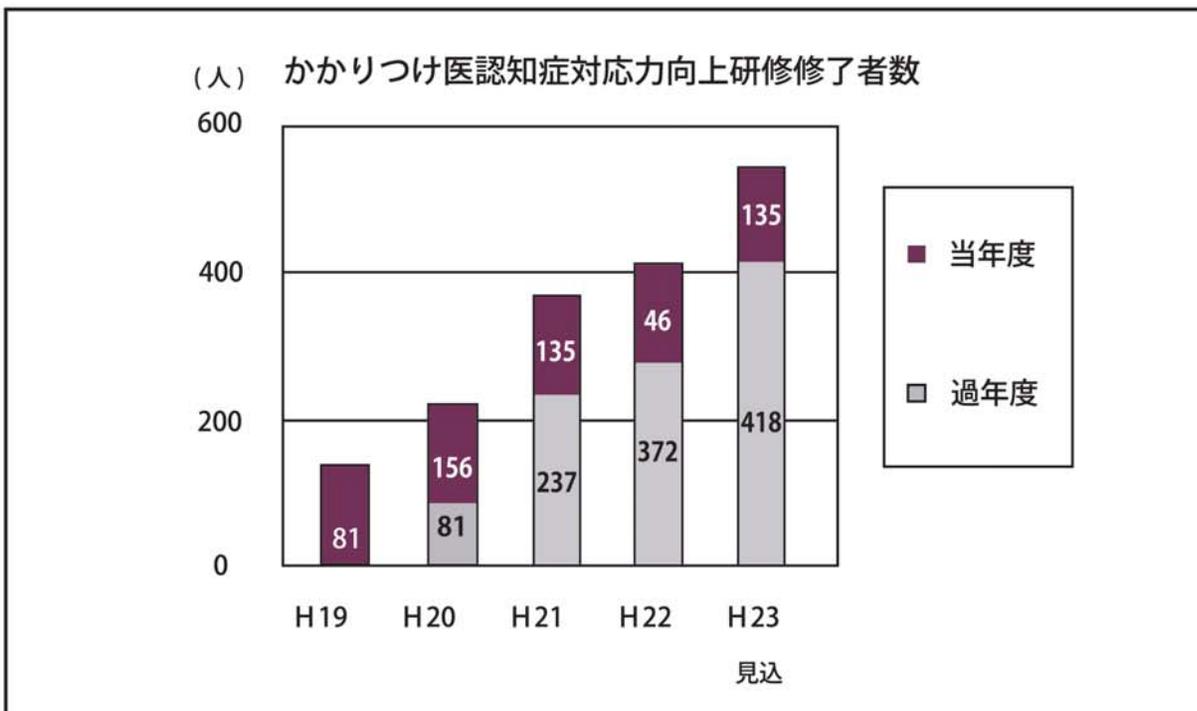
現状と課題

- 認知症の方に対し、認知症の早期発見・早期対応により、初期段階からの治療や適切なサービス提供を行うとともに、認知症になっても住み慣れた地域、住まいで生活が継続できるよう、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行うことが重要です。

- 地域のかかりつけ医を対象に、認知症に関する正しい知識と理解を得て、本人や家族を適切に支援できるよう認知症への対応力を向上させる研修会を実施しています。

また、かかりつけ医に対する研修や助言を行うほか、地域における専門医、地区医師会や地域包括支援センターなどとの連携を図るうえでの推進役となるサポート医を養成しています。

地域において、かかりつけ医やサポート医を有効に活用し、医療と介護が連携した支援体制の構築が重要です。

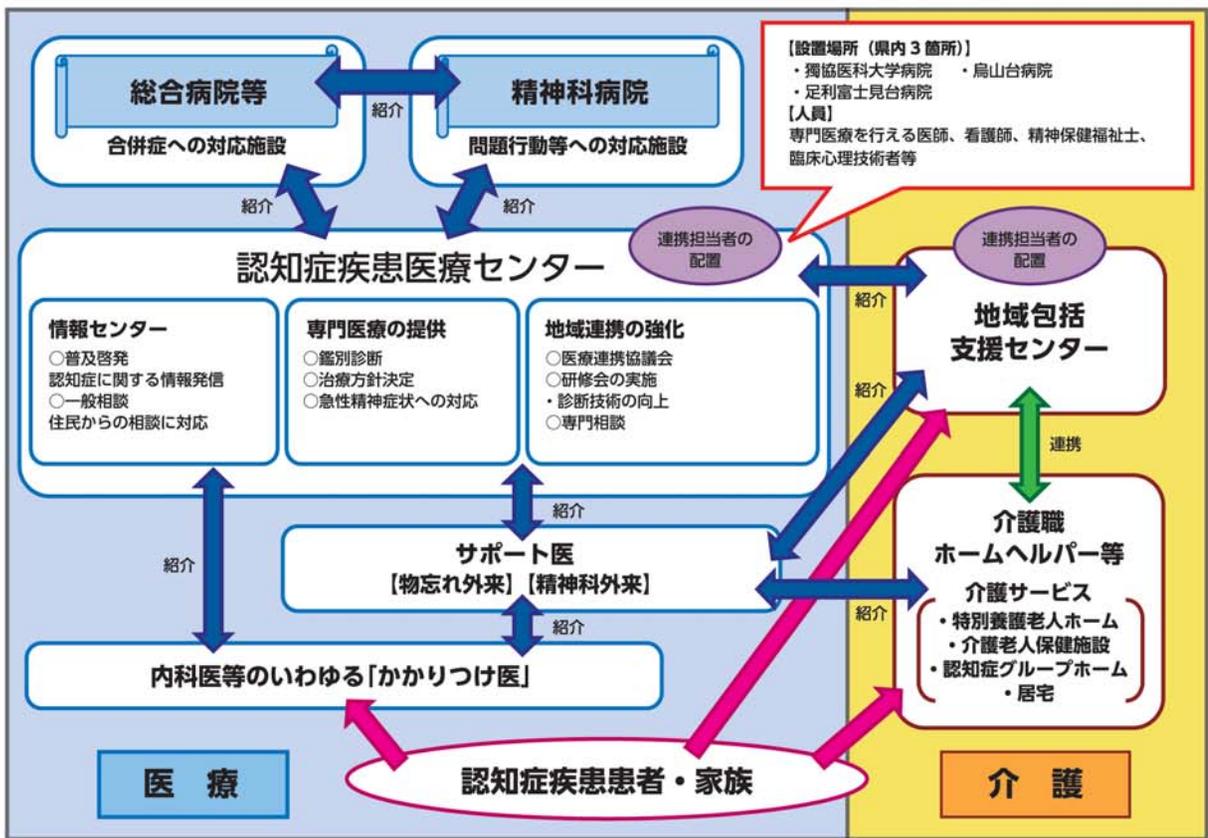


- 地域における認知症医療の中核的機関として指定する認知症疾患医療センターにおいて、認知症疾患に関する鑑別診断、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図っています。

施策の方向性

- 引き続き、かかりつけ医認知症対応力向上研修の開催や、認知症サポート医の養成を通して、地域における認知症に関する保健医療水準の向上を図ります。
- かかりつけ医やサポート医を有効に活用し、認知症疾患医療センターとの医療面での連携を推進するとともに、地域包括支援センター等の地域の関係機関とも連携し、地域における医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ります。

(医療と介護の連携による認知症支援体制のイメージ)



③ 認知症ケアの質の確保・向上

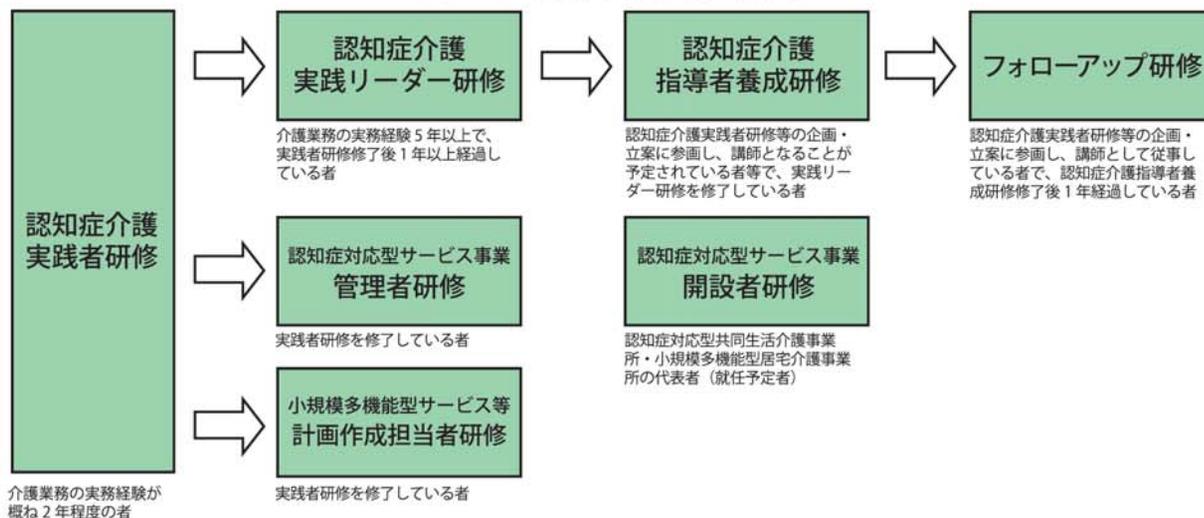
現状と課題

- 介護従事者等を対象とした認知症高齢者の介護に関する実践的研修や、認知症介護を提供する事業所の管理者等を対象とした適切なサービスの提供に関する研修を開催するなど、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成しています。
- 今後とも、認知症高齢者の増加が見込まれているため、介護保険施設・事業所の介護従事者は、適切な認知症介護に関する知識及び技術をもって介護サービスの提供にあたることが一層重要になっていきます。

施策の方向性

- 引き続き、介護従事者等に対する研修を充実することにより、認知症ケアに携わる職員の介護技術のより一層の向上を図るとともに、施設・事業所等における認知症ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有する指導者等の養成を行っていきます。

認知症介護研修体系図



- 施設職員の研修等を通じて、介護保険施設等における身体拘束のないケアの実現を図るなど、引き続き「身体拘束ゼロ作戦」に取り組めます。
- 各市町における地域の実情に応じた認知症施策の取組や地域の支援体制及び認知症ケアに関する先進事例等を収集し、各市町に情報を提供することにより、県内における認知症施策の取組を支援していきます。

④ 高齢者虐待防止対策の推進

現状と課題

- 高齢者虐待防止法の趣旨や相談窓口の周知が進められていますが、今後、高齢者がますます増加することから、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応を促進するため、引き続き、県民に広く普及啓発を行うとともに、地域におけるネットワークづくりを支援していく必要があります。
- 栃木県高齢者虐待対応マニュアルを策定し、市町村・地域包括支援センター等に配布することにより、高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進に努めています。

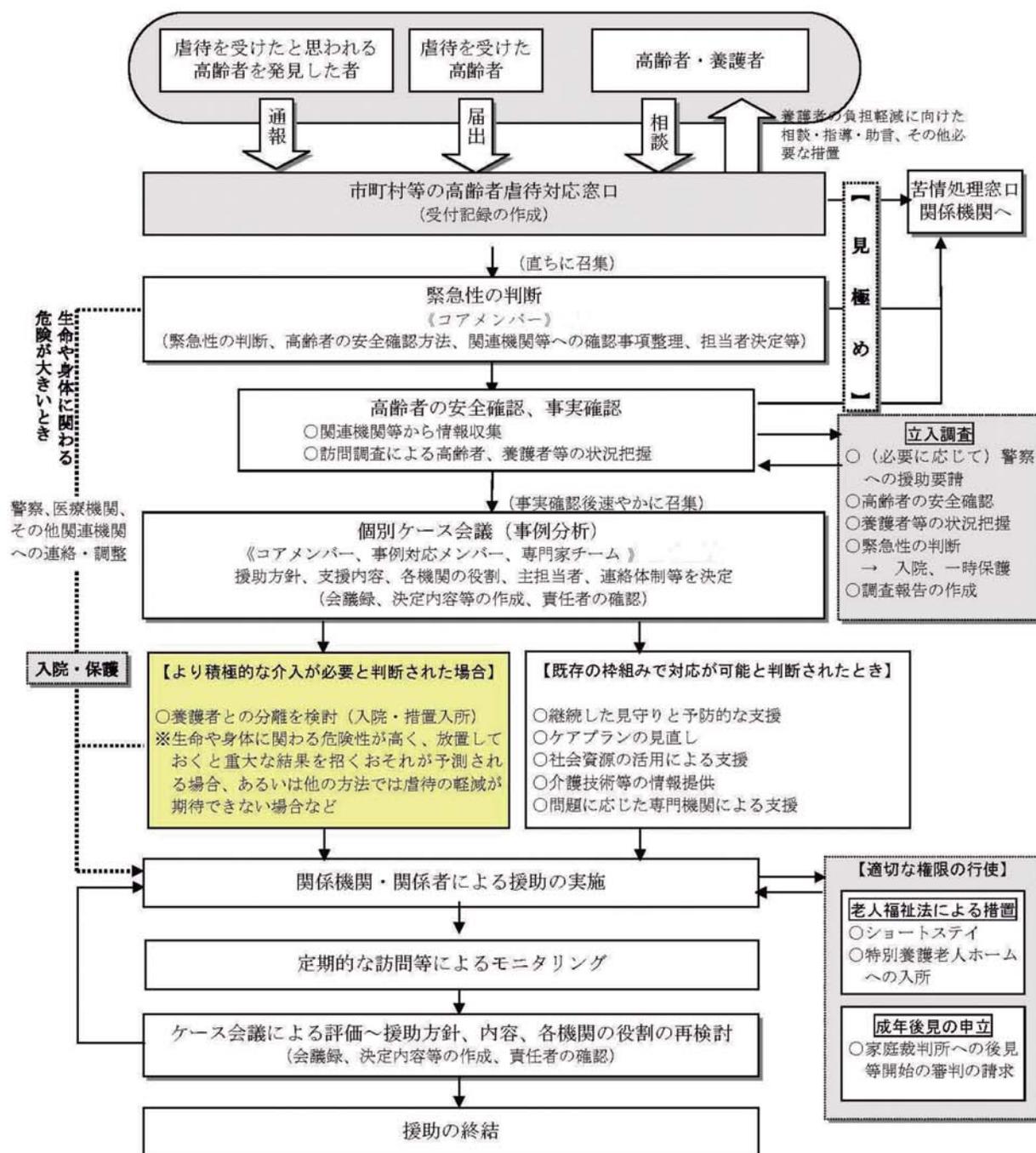
施策の方向性

- 広域健康福祉センターごとに「高齢者虐待防止に関する連絡会議」を開催し、管内市町における高齢者虐待防止ネットワーク構築の支援や処遇困難事例の検討等を行い、関係者の資質の向上を図ります。
- 高齢者虐待防止啓発DVDや高齢者虐待防止リーフレット（県民向け・医療機関向け）の配布等により、幅広く啓発活動を実施します。

（高齢者虐待防止啓発DVD・リーフレット等）



(養護者による高齢者虐待への対応手順)



(2) 総合相談・権利擁護事業の推進

【将来のイメージ】

- 地域における社会資源の把握や、支援機関とのネットワークの構築等により、地域包括支援センターにおいて、保健、医療、福祉や権利擁護など、様々な内容についての相談支援体制が確保され、適切なサービスや専門相談機関へのつながりも円滑に行われています。
- 成年後見制度がごく普通に利用されるようになり、身寄りがいないなどの理由で本人に代わって申立てをする人がいない認知症高齢者の保護を図るため、市町村長による法定後見開始の審判申立制度も活用されています。

① 相談体制の充実

現状と課題

- 高齢者及び高齢者の家族が抱える各種の心配ごとや悩みごとが複雑・多様化してきている現状を踏まえ、各種相談窓口の充実と相互の連携が求められています。

施策の方向性

- 地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターが、職員の専門性を互いに生かしながら、高齢者本人・家族等からの各種相談に総合的に対応できるワンストップの相談窓口として機能できるよう、研修の実施等を通じて支援を図ります。
- 地域包括支援センターが行う総合相談、(公社)成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部(栃木県司法書士会)、成年後見センターぱあとなあ・とちぎ(栃木県社会福祉士会)等が行う成年後見制度に関する専門相談、認知症疾患医療センターが行う認知症に関する医療相談など、様々な角度から行われている相談業務の連携を図るとともに、その周知を図ります。
- 認知症の方やその家族に対しては、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、引き続き、(公社)認知症の人と家族の会栃木県支部の会員を相談員とした電話相談事業を実施します。

② 権利擁護事業の推進

現状と課題

- 判断能力に不安のある高齢者等が、権利擁護に係る事業や制度を円滑に利用できるよう、周知及び利用促進を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で保護・支援する成年後見制度の周知を図るとともに、利用を促進するための体制整備に努め、後見の担い手となる人材養成等に関する取組を支援していきます。
- 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方や、身寄りのない重度の認知症の高齢者等を対象に、費用を助成する「成年後見制度利用支援事業」の周知を図ります。
- 判断能力が一定程度あっても十分でない高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう、とちぎ権利擁護センター“あすてらす”が行う「日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等）」の広報活動を積極的に行うとともに、サービスの充実を促進していきます。

